

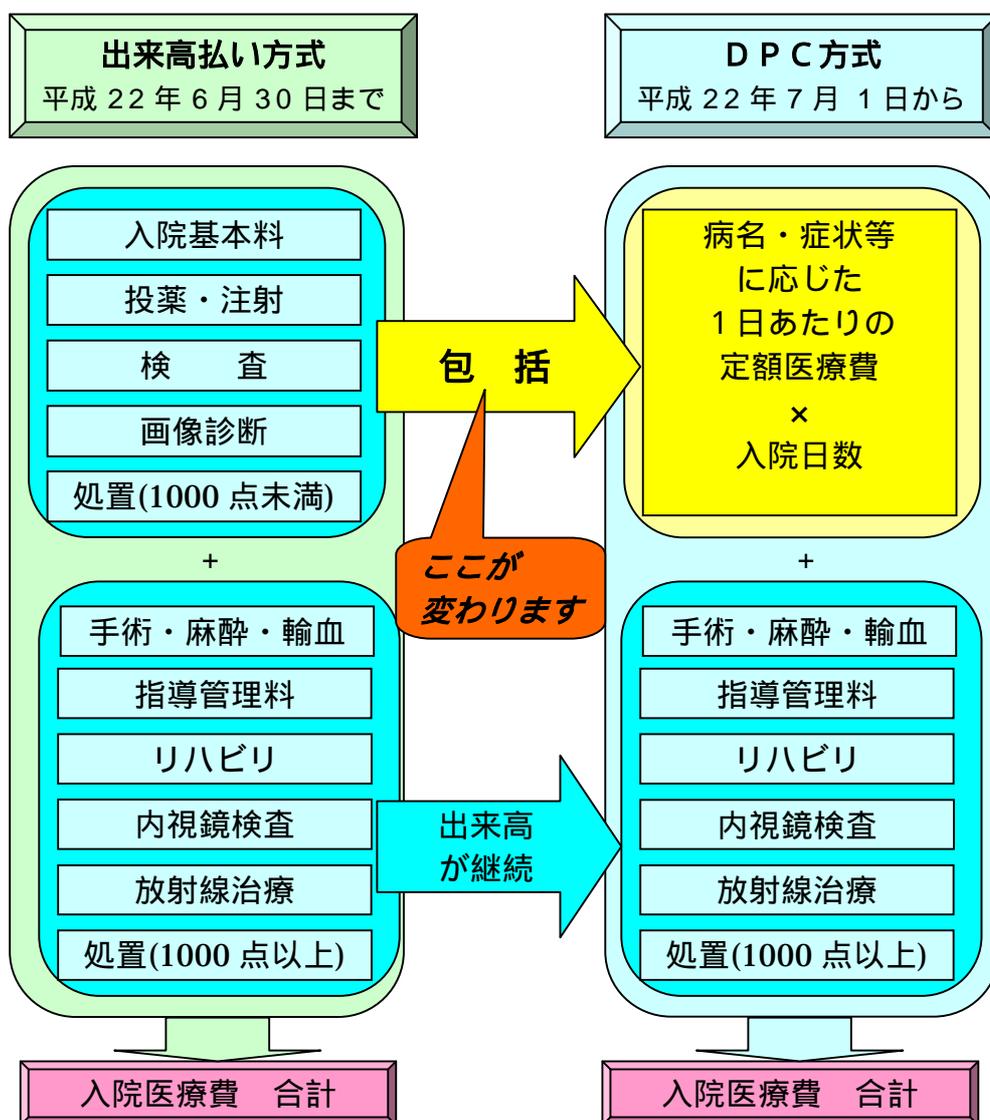
平成22年7月1日から 入院医療費の計算方法が変わります

山梨県立中央病院は、平成22年7月1日からDPC対象病院となります。これに伴い、入院医療費の計算方法が「DPC方式」に変わります。この方式は、すでに多くの病院で取り入れられています。

💡 DPC方式とは？

DPCとは、「Diagnosis Procedure Combination」の略で、「診断群分類」という意味です。この「診断群分類」により患者さまの主たる病名を決定し、その病名に基づく包括評価により入院医療費を計算する方法が「DPC方式」です。

「DPC方式」では、診療行為一つ一つを積み上げ合計して医療費を計算するこれまでの「出来高払い方式」とは異なり、患者さまの病名、症状等に応じて定められている1日あたりの定額医療費（包括医療費）をもとに、入院医療費の計算を行います。

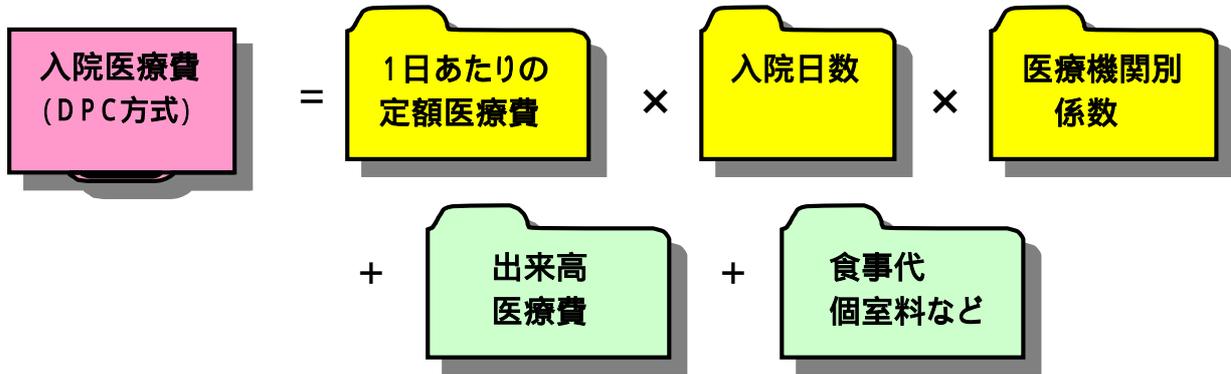


各医療行為は代表的なものを記載しています。
食事代、個室料等は従来どおりです。

D P C 方式による入院医療費の具体的な計算方法

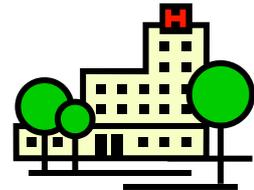
1日あたりの定額医療費（包括医療費）は、入院期間の長さ（病名ごとに定められた期間）によって3段階に変わります。また、手術、麻酔、輸血、リハビリ、内視鏡検査などは、従来どおり「出来高払い方式」により算定されます。

これら定額医療費（包括医療費）と出来高医療費に、食事代、個室料などを合算した額が入院医療費となります。



「医療機関別係数」とは、病院の機能に応じて病院ごとに定められる係数です。

D P C に関する Q & A



Q 全ての入院患者が D P C 方式の対象になりますか？

A 基本的に全ての入院患者さんが対象となりますが、次の場合などには、従来どおり出来高計算となります。

労災や、自然分娩、交通事故等の自由診療など保険証を使用しない場合

結核病棟、緩和ケア病棟に入院される場合

入院後 2 4 時間以内に亡くなられた場合

口腔外科で入院される場合

D P C 対象外の傷病の場合

D P C 対象入院期間を超えた分の入院期間 など

Q 外来患者は D P C 方式の対象になりますか？

A D P C は入院患者さんを対象とした制度のため、外来の患者さんには適用されません。

外来の患者さんは、これまでと同様に出来高計算となります。

Q

今まで入院している患者はどうなりますか？

A

平成22年7月1日以降に新たに入院された患者さんがDPCの対象になります。

6月30日までに入院されている患者さんに対しては、8月31日までは従来どおりの「出来高払い方式」により入院医療費を計算します。その後、9月1日から「DPC方式」へ変更になります。

Q

入院医療費の支払い方法はどのようになりますか？

A

入院費のお支払い方法は従来どおり、退院日（月をまたぐ入院の場合は月ごと）の支払いとなります。

ただし、DPC方式では主たる病名に対し1日あたりの定額医療費が決まるため、治療の過程で主たる病名が変わった場合などは、入院初日にさかのぼって医療費を再計算します。従いまして、すでにお支払い済みの医療費の過不足を後日調整させていただくことがあります。

Q

医療費の一部負担割合、高額療養費の取扱いはどうなりますか？

A

一部負担金の負担割合はこれまでと変わりありません。

高額療養費の扱いも同様です。「限度額適用認定証」をお持ちの方は、入院時にご提示願います。

**DPCについてご不明な点がございましたら、
医事課医事担当までお問い合わせください。**



【お問い合わせ先】

山梨県立中央病院 医事課 医事担当

電話 055-253-7111 内線 1205,1325